

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- 退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - 役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - 徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - 賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更
該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業

- ①法人本部拠点
ア 法人本部
- ②ロータス・ガーデン拠点
ア 特別養護老人ホーム
イ 短期入所生活介護
ウ 通所介護
エ 訪問入浴
オ 居宅介護支援事業
カ 地域包括支援事業
- ③ロータス・ガーデン ケアハウス拠点
ア ケアハウス
- ④天河草子拠点
ア 特別養護老人ホーム
イ 短期入所生活介護 宙煌
ウ 通所介護
エ 訪問介護
オ 居宅介護支援事業
- ⑤天河草子 ケアハウス拠点
ア ケアハウス
- ⑥児童福祉施設 星児園 七夕拠点
ア 星児園七夕保育所
- ⑦銀の櫛拠点
ア 特別養護老人ホーム
イ 短期入所生活介護

- ウ 通所介護
- エ 居宅介護支援事業
- ⑧デイサービスセンター 杣緑拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑨ロータス・オデオン拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑩アマルネス・ガーデン拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑪Egret Cafe拠点
 - ア 地域密着型通所介護
- ⑫三反田拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護

II. 公益事業

- ①ヴィラ 杣扇拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ②ヴィラ 櫟拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ③ヴィラ 陽の栞拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ④アマルネス・ガーデン診療所拠点
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション
- ⑤ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑥ヴィラ 別邸玻璃拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅

III. 収益事業

- ①ヴィラ 櫟拠点
 - ア 不動産賃借業
- ②ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア 不動産賃借業
- ③農園拠点
 - ア 農園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	926,465,243	0	0	926,465,243
建 物	3,855,661,010	0	132,518,032	3,723,142,978
合 計	4,782,126,253	0	132,518,032	4,649,608,221

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	135,000,000円
土地（基本財産）	92,711,600円
建物（基本財産）	1,116,713,931円
土地（その他固定）	313,625,371円
建物（その他固定）	2,025,267,314円
	3,683,318,216円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

独）医療機構 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	25,000,000円
独）医療機構 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	11,200,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	301,049,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	215,000,000円
三井住友銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	335,420,000円

山陰合同銀行 短期運営資金借入金	61,000,000円
	948,669,000円

9．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	6,287,695,022	2,564,552,044	3,723,142,978
建物(その他固定)	5,431,495,702	1,144,781,333	4,286,714,369
構 築 物	553,624,397	293,367,953	260,256,444
機 械・装 置	8,286,000	138,100	8,147,900
車 輜 運 搬 具	171,724,760	128,727,987	42,996,773
器 具 ・ 備 品	263,818,437	190,709,544	73,108,893
合 計	12,716,644,318	4,322,276,961	8,394,367,357

1 0．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 1．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

単位：円

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券	300,000,000	238,620,000	61,380,000
合 計	300,000,000	238,620,000	61,380,000

1 2．関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

単位：円

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 座右	姫路市 下手野	197,283,805	飲食業 給食業 建物メンテナンス業	100%	—	調理及び施設 管理等の業務 委託	調理及び施設 管理等の業務 委託 (注1)	302,611,494	事業未払金	40,235,668
							給食の購入	給食の購入 (注2)	144,195,400		
							施設の修繕	施設の修繕 (注3)	18,193,527		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 MAXIS	姫路市 安田	1,762,375,998	不動産 賃貸業	100%	兼任1名	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注4)	82,372,172	前払費用	7,075,231
役員及びその近親者	松本庄藏	—	—	当法人会長	—	—	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注5)	38,760,000	前払費用	3,410,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 調理及び施設管理等の業務委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注2) 給食の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注3) 施設の修繕については、見積もりを入手し、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注4) 事務所等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
(注5) 土地等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

1 3．重要な偶発債務
該当なし

1 4．重要な後発事象
該当なし

1 5．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
・役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度の規程変更により、当該会計年度までに負担すべき額が昨年度計上した額より減少したため、役員退職慰労引当金の戻入をおこなった。これにより特別増減差額が74,663,662円増加している。

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券等
- 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・役員退職慰労引当金

法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	135,000,000円
	135,000,000円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 短期運営資金借入金	61,000,000円
	61,000,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	2,069,091	1,945,675	123,416

車 輛 運 搬 具	23, 773, 105	18, 723, 990	5, 049, 115
器 具 ・ 備 品	8, 154, 324	5, 265, 376	2, 888, 948
合 計	33, 996, 520	25, 935, 041	8, 061, 479

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 0．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

単位：円			
種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
三菱UFJフィナンシャル・グループPB証券	300, 000, 000	238, 620, 000	61, 380, 000
合 計	300, 000, 000	238, 620, 000	61, 380, 000

1 1．重要な後発事象
該当なし

1 2．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
・役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度の規程変更により、当該会計年度までに負担すべき額が昨年度計上した額より減少したため、役員退職慰労引当金の戻入をおこなった。これにより特別増減差額が74,663,662円増加している

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ロータス ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 通所介護

エ 訪問入浴

オ 居宅介護支援事業

カ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	593,967,736	0	29,513,281	564,454,455
合 計	593,967,736	0	29,513,281	564,454,455

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 該当なし

8．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,283,229,660	718,775,205	564,454,455
建物（その他固定）	41,971,253	20,108,536	21,862,717
構 築 物	7,862,013	6,907,960	954,053
車 輦 運 搬 具	24,280,302	19,257,217	5,023,085
器 具 ・ 備 品	107,193,765	90,438,122	16,755,643
合 計	1,464,536,993	855,487,040	609,049,953

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 0．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 1．重要な後発事象
該当なし

1 2．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ロータス ケア拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	96,994,893	0	5,308,076	91,686,817
合 計	96,994,893	0	5,308,076	91,686,817

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	233,557,044	141,870,227	91,686,817
建物(その他固定)	2,576,000	395,271	2,180,729

器 具 ・ 備 品	1,387,176	915,673	471,503
合 計	237,520,220	143,181,171	94,339,049

- 9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
- 10．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
- 11．重要な後発事象
該当なし
- 12．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（天河草子拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 天河草子拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護 宙煌

ウ 通所介護

エ 訪問介護

オ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	111,370,804	0	0	111,370,804
建物	671,248,784	0	25,796,881	645,451,903
合計	782,619,588	0	25,796,881	756,822,707

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 担保に供されている資産は以下のとおりである。
- 建物（基本財産）

429,456,503円

429,456,503円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

独) 医療機構 設備資金借入金 (1 年以内返済予定額を含む)	12, 271, 855円
	12, 271, 855円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1, 186, 858, 930	541, 407, 027	645, 451, 903
建物(その他固定)	22, 037, 500	2, 563, 104	19, 474, 396
構 築 物	2, 751, 750	1, 064, 945	1, 686, 805
車 輦 運 搬 具	20, 278, 990	15, 646, 003	4, 632, 987
器 具 ・ 備 品	25, 831, 718	13, 250, 635	12, 581, 083
合 計	1, 257, 758, 888	573, 931, 714	683, 827, 174

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
- 1 0. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
- 1 1. 重要な後発事象
該当なし
- 1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（天河草子 ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 天河草子ケアハウス拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	0	0	0	0
建 物	139,493,318	0	6,301,276	133,192,042
合 計	139,493,318	0	6,301,276	133,192,042

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	133,192,042円
	133,192,042円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

独) 医療機構 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	12,728,145円
	12,728,145円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	287,452,059	154,260,017	133,192,042
建物(その他固定)	4,712,500	723,767	3,988,733
構 築 物	184,500	97,446	87,054
器 具 ・ 備 品	3,750,324	2,143,567	1,606,757
合 計	296,099,383	157,224,797	138,874,586

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（児童福祉施設 星児園 七夕拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券等
- 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ・リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
- 法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
- ・徴収不能引当金
- 金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
- なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
- ・賞与引当金
- 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 星児園 七夕拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 星児園七夕保育所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	122,755,470		4,118,080	118,637,390
合 計	122,755,470	0	4,118,080	118,637,390

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	118,637,390円
	118,637,390円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

- ・該当なし

8．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	207,784,250	89,146,860	118,637,390
建物(その他固定)	8,750,000	928,958	7,821,042
構 築 物	350,000	140,700	209,300
車 輦 運 搬 具	2,044,048	2,000,075	43,973
器 具 ・ 備 品	2,861,290	2,852,965	8,325
合 計	221,789,588	95,069,558	126,720,030

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 0．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 1．重要な後発事象
該当なし

1 2．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（銀の権拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 銀の権拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 通所介護

エ 居宅介護支援事業
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
- 単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,688,916	0	0	175,688,916
建物	637,100,396		18,497,927	618,602,469
合計	812,789,312	0	18,497,927	794,291,385
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし
7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）

92,711,600円

建物（基本財産）

435,427,996円

528,139,596円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

独) 医療機構 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	11,200,000円
	11,200,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,104,175,501	485,573,032	618,602,469
建物(その他固定)	5,492,400	2,941,301	2,551,099
構 築 物	11,354,581	8,864,619	2,489,962
車 輦 運 搬 具	17,126,292	13,687,543	3,438,749
器 具 ・ 備 品	26,819,494	15,898,917	10,920,577
合 計	1,164,968,268	526,965,412	638,002,856

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
直接振替える方法を採用しており、事業活動計算書を経由させていない。
該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンター 杣緑拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) デイサービスセンター 杣緑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 通所介護

イ 訪問介護

ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	73,367,546	0	0	73,367,546
建 物	660,032,251	0	22,641,288	637,390,963
合 計	733,399,797	0	22,641,288	710,758,509

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	967,576,413	330,185,450	637,390,963
建物(その他固定)	11,452,000	3,641,383	7,810,617
構 築 物	193,369,978	94,934,440	98,435,538
機 械・装 置	8,286,000	138,100	8,147,900
車 輜 運 搬 具	35,101,457	19,499,659	15,601,798
器 具 ・ 備 品	13,655,347	6,422,869	7,232,478
合 計	1,229,441,195	454,821,901	774,619,294

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・オデオン拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ロータス・オデオン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 通所介護

イ 訪問介護

ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	150,000,000	0	0	150,000,000
建物	0	0	0	0
合計	150,000,000	0	0	150,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0		0
建物(その他固定)	3,990,000	3,989,999	1
構 築 物	7,700,000	3,657,500	4,042,500
車 輦 運 搬 具	19,019,280	14,395,671	4,623,609
器 具 ・ 備 品	10,954,722	7,714,154	3,240,568
合 計	41,664,002	29,757,324	11,906,678

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) アマルネス・ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	416,037,977	0	0	416,037,977
建物	934,068,162	0	20,341,223	913,726,939
合計	1,350,106,139	0	20,341,223	1,329,764,916

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,017,061,165	103,334,226	913,726,939
建物(その他固定)	471,885,225	159,925,015	311,960,210
構 築 物	89,092,875	40,713,875	48,379,000
車 輦 運 搬 具	3,283,898	3,283,896	2
器 具 ・ 備 品	26,158,881	22,638,453	3,520,428
合 計	1,607,482,044	329,895,465	1,277,586,579

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（Egret Cafe拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし
3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) イーグレットカフェ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 地域密着型通所介護
5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし
7. 担保に供している資産
- 該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運 搬 具	4,646,603	2,200,007	2,446,596
器 具 ・ 備 品	235,053	121,442	113,611
合 計	4,881,656	2,321,449	2,560,207

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（三反田拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

- ・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

（1）独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

（2）退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

（1）三反田拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

（4）拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

- 1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン 診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし
3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) アマルネス・ガーデン診療所拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 診療所

イ 通所リハビリテーション

ウ 訪問看護ステーション
5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし
7. 担保に供している資産
- 該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	738,000	15,990	722,010
車 輦 運 搬 具	11,833,447	9,896,695	1,936,752
器 具 ・ 備 品	4,180,165	3,327,211	852,954

合 計	16,751,612	13,239,896	3,511,716
-----	------------	------------	-----------

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ杣扇拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし
3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ヴィラ 杣扇拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア サービス付き高齢者向き住宅
5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし
7. 担保に供している資産
- 該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	718,028,907	265,021,201	453,007,706
構 築 物	94,778,965	73,078,141	21,700,824
車 輦 運 搬 具	5,828,278	5,720,574	107,704
器 具 ・ 備 品	889,920	631,806	258,114
合 計	819,526,070	344,451,722	475,074,348

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ櫟拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし

3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ヴィラ 櫟拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし

7. 担保に供している資産
- 担保に供されている資産は以下のとおりである。
- 土地(その他固定)

173,087,686円

建物(その他固定)

498,487,906円

498,487,906円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	150,524,500円
	150,524,500円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
--	------	---------	-------

建物(その他固定)	784,525,130	286,037,224	498,487,906
構 築 物	62,303,385	42,317,498	19,985,887
器 具 ・ 備 品	2,692,681	1,455,023	1,237,658
合 計	849,521,196	329,809,745	519,711,451

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ陽の栞拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 陽の栞拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	45,000,000円
建物(その他固定)	430,247,338円
	430,247,338円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	71,666,724円
	71,666,724円

８．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	487,993,200	57,745,862	430,247,338
構 築 物	7,836,000	3,603,045	4,232,955
車 輦 運 搬 具	1,702,030	1,702,029	1
器 具 ・ 備 品	2,218,194	1,894,096	324,098
合 計	499,749,424	64,945,032	434,804,392

９．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

１０．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

１１．重要な後発事象

該当なし

１２．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし
3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア サービス付き高齢者向き住宅
5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし
7. 担保に供している資産
- 該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,709,061,079	279,116,700	1,429,944,379
構 築 物	7,314,366	2,811,647	4,502,719
器 具 ・ 備 品	10,606,644	8,198,070	2,408,574
合 計	1,726,982,089	290,126,417	1,436,855,672

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 0．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 1．重要な後発事象
該当なし

1 2．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ 別邸玻璃拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし
3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ヴィラ 別邸玻璃拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア サービス付き高齢者向き住宅
5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし
7. 担保に供している資産
- 担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	95,537,685円
建物(その他固定)	1,096,532,070円
	1,096,532,070円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

三井住友銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	335,420,000円
	335,420,000円

8．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,156,213,417	59,681,347	1,096,532,070
構 築 物	34,296,000	4,561,368	29,734,632
器 具 ・ 備 品	9,357,263	2,054,899	7,302,364
合 計	1,199,866,680	66,297,614	1,133,569,066

9．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

1 0．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 1．重要な後発事象
該当なし

1 2．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ櫟拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

- ・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

（1）独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

（2）退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

（1）ヴィラ 櫟拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

（4）拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（収益：農園拠点区分用）

1. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積み計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
2. 重要な会計方針の変更
- 該当なし
3. 採用する退職給付制度
- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 農園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 農園
5. 基本財産の増減の内容及び金額
- 該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 該当なし
7. 担保に供している資産
- 該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構 築 物	34,429,984	10,614,769	23,815,215
車 輜 運 搬 具	2,807,030	2,714,628	92,402
器 具 ・ 備 品	6,871,476	5,486,266	1,385,210
合 計	44,108,490	18,815,663	25,292,827

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし